

秩父市農業委員会 令和元年 第12回 定例総会 議事録

1 会 期 令和元年12月23日(月) 午後2時03分から
同 日 午後3時05分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(1人)

会長職務代理者 2番 横 田 友

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

- 議案第60号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (1件)
- 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について (12件)
- 議案第63号 農用地利用集積計画の決定について (3件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	笠原 広久	小林 弘
第3区域	田口 俊夫	
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	千島 初夫	長谷川 満

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

第3区域	小久保 健司
------	--------

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主席主幹	小嶋 祥弘
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主席主幹	新井 昭太郎	主 幹	新地 広幸

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長(会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和元年第12回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長(会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（会長） 本日、2番 横田 友委員、第3区 小久保健司推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。
10番 黒澤元国委員 及び 13番 彦久保利平委員のお二人にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

斎藤事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

1の農地改良等に係る届出の受理についてですが、申請地はユニオンエースゴルフクラブの南東約850mの位置にあります。申請地は本年2月に公売により取得した農地で、現在ニンジン、大豆等を作付けしておりますが、元々田であり山側から湧水が出ており水が溜まりやすく、山側の一部に表土を30センチほど客土し、耕作し易くするためでございます。届出内容を審査しましたところ、改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、申請者は改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決により受理いたしました。

日程第6 審議議案の報告

議長（条会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の2ページをお開きください。議案第60号、番号1の申出地の一番下、下吉田字藤六1725番 畑 799㎡ を削除してください。

次に7ページをお開きください。番号10を削除してください。

次に8ページをお開きください。番号12の備考欄に一部追認：平成10年頃～を追加してください。訂正は以上です。

それでは、令和元年 第12回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第60号 農地法第3条第2項第5号別段の面積の見直しについてが1件、
議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について が2件、
議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について が12件、
議案第63号 農用地利用集積計画の決定について が3件、
以上でございます。よろしくご審議の程お願いします。

議長（条会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第60号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (1件)

議長（条会長） これより議案の審議に入ります。議案第60号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第60号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。

議案書の1ページ、2ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の下吉田 字 藤六 畑 3筆 3,232㎡を設定するものです。

案内図の1ページをご覧ください。申出の所在につきましては、釜の上農園村交差点から南南東約2010mに位置しており、平成14年に相続により取得した土地です。農地の所有者は、秩父市外在住で、当該農地からは遠方となり、今後、自身で耕作することができず農業を続けていくことが難しくなったことから、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

いずれも議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、いずれも保全管理の状態でした。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 議案第60号 番号1について意見を申し上げます。事務局と齋藤推進委員と3名で現地を確認しましたが、申出者は遠方に居住しており耕作できないようです。父親は養蚕を熱心に行っていた方でした。新規就農者が引き続き農地として守っていただけるなら特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

5区（齋藤推進委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局と高野委員とで現地を確認してきましたが、近所の方が草刈りをしている場所もあり、保全管理されております。付近の方で農地として続けていければ良いことであると思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第60号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第61号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議長（条会長） 次に、議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 まず番号1についてですが、申請人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、柳田町 畑 1筆 480㎡で平成28年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の2ページをご覧ください。申請地は、視目坂下交差点から西南西に約380m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、申請地には昭和37年頃、申請者の先代が住宅を建築して以来、宅地として使用されてきましたが、このたび申請地が農地のままであることが判明しました。現状、農地に復旧することも難しく、引き続き現況のままで使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

資金調達計画はなく、隣接に耕作農地もありません。

現地を確認しましたところ、申請通り住宅用地となっております。

続きまして番号2についてですが、

申請人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、中宮地町 田 2筆 計182㎡で昭和60年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の 3 ページをご覧ください。申請地は、秩父消防署から南南東に約 3 0 0 m 離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第 3 種農地と判断しました。

転用目的は貸駐車場用地です。

申請事由ですが、申請者は現在秩父市外に居住しており、申請地を農地として耕作、管理ができない状況で、このままでは雑草が茂り、周囲に迷惑がかかるとして、令和元年 1 0 月頃、周囲に住宅や商業施設が多く、需要が見込まれることから貸駐車場として使用する目的で砂利を敷いてしまいました。その後、農地を農地以外の目的で使用するためには農地転用の手続きが必要であることを知りましたが、そもそも農地として管理できないという理由で砂利を敷いてしまった経緯もあり、当初の計画通りに使用していきたいとして始末書を添付のうえ申請されました。

なお、計画にあたっては隣接する宅地、1 7 . 0 8 m²と一体で利用する予定となっており、今回の申請地とを併せた合計敷地面積は 1 9 9 . 0 8 m²となります。ここに近隣住民への貸駐車場として、車両 9 台分を駐車させたいとのことです。

資金調達計画はなく、隣接に耕作農地也没有ありません。

現地を確認しましたところ、既に砂利が敷かれておりましたが、ロープが張られており、許可が下りるまでは駐車場として利用できない状態になっておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9 番（加藤委員） 議案第 6 1 号 番号 1、番号 2 の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりですが、どちらも、申請事由、近隣の宅地化の状況、第 3 種農地、申請書類等総合的に判断した場合、止むを得ない事案であると判断します。よろしくご審議の程お願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第 6 1 号について、賛成をする諸君の挙手を求

めます。

(挙手をする人あり)

議長(条会長) 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第62号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (12件)

議長(条会長) 次に、議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から3について説明します。

まず、番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、柳田町 畑 4筆 計 261.51㎡で、それぞれ平成28年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の2ページをご覧ください。申請地は、視目坂下交差点から西南西に約380m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は不動産業を営む法人であり、この度、閑静な住宅街である当申請地を譲り受け、分譲住宅用地2区画分として使用したいとして申請されました。譲渡人2人は兄弟であり、うち1人は遠方に居住しているため、申請地を耕作することができず、土地を手放したいという意向があります。またもう1人も、生活するために必要な土地は十分に確保していることから兄弟の売却に異論はなく、分譲住宅用地として提供しやすい形状にするために現状宅地の一部として使用している農地11㎡を今回の申請地として提供することになりました。なお、この部分については、昭和37年頃より宅地として使用されていたとして、始末書が添付されています。

また、計画では隣接する宅地2筆と一体で利用することになっており、合計敷地面積は513.71㎡となります。

資金調達計画も整っています。また、隣接農地所有者からは転用することに差し支えない旨の同意書が添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして、番号2についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、中宮地町 下宮地町 田 2筆 計 1047㎡で、平成18年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の 4ページをご覧ください。申請地は、それぞれ秩父消防署から南南東に約300m、180m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域であるため、第3種農地と判断しました。

転用目的は代替地用地です。

申請事由ですが、このたびの申請は譲受人がおこなう代替地先行取得事業の一環であり、中央通線街路整備事業に伴い、地権者からは代替地の要望もあるため、申請地を代替地として先行取得することで、移転希望等がある場合に速やかに対応できるようにするもので、代替地用地4区画分として取得する予定となっています。

資金調達計画は整っています。隣接農地所有者からも転用に差し支えない旨の同意書が添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。また、申請地への進入には水路を通行する必要がありますが、法定外公共物占用の許可書も添付されているため、通行にも問題はないと思われま

す。現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして、番号3についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、太田 田 1筆 計 503㎡で、昭和49年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の 5ページをご覧ください。申請地は、太田交差点から南西に約700m離れた場所にあり、立地の基準につきましては農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は資材置場用地です。

申請事由ですが、譲渡人は秩父市みどりが丘地内に本社を置く、土木工事や水中構造物の建設等をおこなう法人であり、現在所有している観測器などの置き場が足りなくなっていたところ、本社にも近い当申請地について地権者より承諾が得られたため、ここを資材置場として利用したいとして申請されました。

計画では、隣接する山林2筆とを併せて使用する予定になっており、合計敷地面積は804㎡となります。砂利を敷いたのち、一部周辺をフェンスで囲み、ここに観測機器等を置く予定で、これにより全国の現場にある資材が戻ってきたと

きに本社近くに配置でき、作業効率が上がるということです。本社と申請地との距離は約900mで、車で3分ほどの場所にあります。

資金調達計画も整っています。また、隣接に農地はなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

高野参与 私からは、番号4から番号6について説明いたします。

はじめに、番号4ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、6ページをご覧ください。

申請地は、久那 字 上大久保 畑 1筆 591平方メートルで、巴川町会公会堂の北北西340メートル付近に位置し、平成20年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在勤務先の社宅に居住しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭になってきたことから、申請地を借り受け自己用住宅を建築したいとして申請されたものです。

設計図、資金計画等も整っており、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め、問題は無いと思われまます。

なお、転用面積が上限とされている500平方メートルを超えておりますが、建築に際しては道路後退が生じるため、残地の土地利用を考慮しますと、一筆としての転用申請もやむを得ないものと考えられます。

現地を確認しましたところ、管理されている農地でした。

次に、番号5、番号6については、関連がありますので一括して説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、7ページをご覧ください。

申請地は、番号5が 下影森 字 丙下原 畑 1筆 404平方メートル、番号6が 同じく 畑 4筆 68.34平方メートルで、秩父病院の北東480メートル付近に位置し、昭和44年売買、及び真正な登記名義の回復により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断

いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地及び進入路用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内のアパートにて生活をしておりますが、子どもの成長に伴い何かと手狭になってきたため、父親の所有する土地を借り受け、自己用住宅を新築するため申請されたものです。

また、番号6は、住宅への進入路用地として、併せて申請されております。

設計図、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からは農地転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め計画上問題は無いと思われまます。

現地を確認しましたところ保全管理の農地でした。

小嶋主席主幹 それでは、番号7について説明いたします。

申請人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字宿東（しゅくひがし）・畑・5筆・1890平方メートルで、申請地①番からそれぞれ、平成5年、平成5年、昭和59年、平成25年、昭和44年に相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の東北約900メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。

申請地は、良好な住宅地域に位置し、建売住宅の建築用地として本申請地を譲っていただける話がまとまったため、4件の建売住宅を構築し販売したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。

現地を調査したところ、不耕作地でした。

つづきまして、番号8について説明をいたします。

申請人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字下小川（しもおがわ）・畑・3筆・1,398平方メートルで、昭和53年に相続により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅の南約950メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の

農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。

申請地は、秩父市道に面し、近隣には住宅が点在している閑静な住宅地であり、小学校にも近く日常生活や防犯上の観点からも住宅地として適しており、建売住宅の建築用地として本申請地を譲っていただける話がまとまったため、隣接地の宅地852.89㎡と一体利用し、8件の建売住宅を構築し販売したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われれます。

現地を調査したところ、不耕作地でしたが、一部保全管理されておりました。つづきまして、番号9について説明をいたします。

申請人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字下田（しもだ）・畑・1筆・404平方メートルで、昭和63年に贈与により取得した土地です。

案内図の10ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅の北約470メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、自己用住宅用地です。

譲受人は現在、皆野町の集合住宅に居住し、譲渡人である父を見守り農業を手伝っておりますが、父の居住地から300メートルの近距離となる本申請地に自己用住宅を建築したいと、分筆登記しこのたび転用申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和元年7月31日付けで、除外の決定を受けております。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われれます。

現地を調査したところ、保全管理されておりました。

つづきまして、番号11について説明をいたします。

申請人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字井田（いだ）・畑・3筆・283平方メートルで、平成17

年に相続により取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北北東約550メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。

申請地は、市道に面した静かな住宅地であり、交通の便も良く、住宅地として適しており、譲渡人と建売住宅の建築用地として本申請地を譲っていただける話がまとまったため、2件の建売住宅を構築し販売したいとして転用申請されました。

また本申請地は、平成元年4月頃から農地法の許可を得ないまま車庫及び浄化層を建設し、隣接する宅地と一体して利用していたことから、譲渡人より始末書が添付されております。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接に農地は無く、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

現地を調査したところ、車庫及び浄化槽が設置されておりました。

斎藤事務局長 番号12について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字乙塩谷 田 2筆 畑 1筆 計668平方メートルで、昭和33年及び昭和34年に相続により取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は、秩父公園橋の北約100メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、駐車場、資材置場用地です。譲受人は役員をしている法人へ敷地を貸与しておりますが、このたびも同様に譲受人が申請地を購入し同法人へ貸し付けることとなります。現在の敷地は東側の形状が三角地になっており使いづらく困っていたところ、隣地を譲っていただけることになり、仕事の作業効率が上がるとともに事業拡大を図れるとして、このたびの申請に至りました。

事業計画では、屋根付き資材置場56㎡と社用駐車場12台分の設置、その他は作業スペースを確保することになっております。

資金調達計画も整っております。隣接農地は譲渡人のみで周辺農地への影響は特になくと思われまます。

現地を確認したところ、案内図の西側40㎡が社員駐車場として既に利用されており始末書も添付されております。その他は栗が植えられていますが、不耕作状態でした。

新井主席主幹 番号13について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下吉田 字 橋倉 田 2筆 756㎡で、昭和60年に相続により取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。申請地は、釜の上農園村交差点から西へ約1540mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場、資材置き場 用地です。

申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接地で、通信機器の部品等を製造する工場を営んでいますが、現在、新たな機械の導入により仕事量も増え製品置き場の拡張が必要となっています。また、従業員の駐車場への出入りにおいて細い道から回り込んで駐車しており不便きたしていることや、従業員数も増え、駐車場が狭くなっている状態です。この度、隣接地を借り受ける承諾を得たため、資材置き場、駐車場として整備したいため申請されました。製品置き場、搬入路が確保できることから、安全に効率が上がるとともに、15台分の駐車場の拡張により従業員、来客者の利便性向上が見込まれます。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

資金調達計画も整っており、隣接農地所有者からの承諾書も添付されているため特に問題はないと思われまます。現地を確認しましたところ保全管理状態でした。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。なお、番号11については事務局のみの説明となります。

9番（加藤委員） 議案第62号 番号1について意見を申し上げます。4条の番号1の隣接地で申請事由、近隣の宅地化の状況等から止むを得ないと判断します。

番号2は市の道路建設の事業推進による先行取得ということから、やはり止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

6番（石橋委員） 番号3について意見を申し上げます。事務局から説明のあったとおりです。この会社は海洋の仕事をしているようですが、なぜ、海のない

秩父に本社があるのか聞いたかったのですが、行き会えませんでした。しかし、譲渡人から話を聞いたところ、止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

7番（新田委員） 番号4、番号5について申し上げます。内容については事務局が説明したとおりです。それぞれ社宅、アパート住まいで手狭になり、いずれも実家の土地に建築するとのことで致し方ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

次に番号6ですが、番号5の進入路用地ということで、止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

3番（高橋委員） 番号7及び番号8について意見を申し上げます。申請地は毎年農地パトロールしていても不耕作状態だったので、建売住宅用地にして住民が増加するのはいいことではないかと思います。

番号9については、親の土地に住宅を建て、今後、親の介護をしたいとのことですので、止むを得ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

11番（豊田委員） 番号12ですが、事務局が説明したとおりです。会社も大きくなってきており、敷地拡張したいとのこと。現地は収穫できないような栗が植わってありました。ご審議のほどよろしくお願いします。

13番（彦久保委員） 番号13ですが、事務局が説明したとおりです。この会社は最近業績が伸びていて、申請地はずっと水付きの土地で不耕作状態だったので、有効利用できるのであればいいことかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

6区（長谷川推進委員） 確認なんですが、番号3の会社なんですが、以前〇〇という似たような会社名で詐欺まがいの投資会社があったのですが、そことは関係はないのでしょうか。

岩田主事 会社の謄本を見ても関係ないと思います。

10番（黒澤委員） 〇〇工業団地内にあるので、県がその辺は審査していると思います。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お

諮りいたします。議案第62号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第63号上程 農用地利用集積計画の決定について (3件)

議長(衆会長) 次に、議案第63号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第63号 番号1について説明いたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和元年12月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

貸し付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書をご覧ください。

申請地は、下吉田 字 釜ノ上 畑1筆 2100平方メートルです。

案内図の15ページをご覧ください。釜の上交差点から西へ約520メートルに位置しています。

利用権を設定する期間は、令和2年1月1日から3年間です。

借受人は、申請地に隣接する農地1000㎡でイチゴの観光農園を経営しており、事業規模の拡大を図るべく借り受けた農地にビニールハウスを建ててイチゴ栽培を行う計画です。

現地を確認したところ、耕作地でした。

岩田主事 それでは、番号2について説明をいたします。

本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和元年12月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、太田 字 杉原 畑 2筆 2,334㎡です。

土地の所在につきましては、案内図の16ページをご覧ください。申請地は、大田公民館から北東に約780m離れた場所にあります。

利用権を設定する期間は、令和2年3月31日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

新井主席主幹 番号3について説明いたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和元年12月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

なお、貸付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

案内図の17ページをご覧ください。貸付地は、釜の上農園村交差点から東へ220mに位置しており、下吉田 字 兎田 畑9筆 計16,213㎡となります。

利用権を設定する期間は、令和2年3月31日から10年間です。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、JA農協が農地利用集積円滑化団体となり、認定農業者への農地利用集積を円滑に行うための農地利用集積円滑化事業により、㈱秩父ファーマーズファクトリーが「ぶどう畑」として集積利用してきましたが、円滑化事業の法律が来年度なくなるため、中間管理事業への切り替えを実施したいとするものです。

現地を確認したところ、現在も「ぶどう畑」として利用されているものです。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番（新井委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。隣接地で既にいちご園を営んでいる借受人が敷地拡張を図るもので特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（番場推進委員） 番号1について意見を申し上げます。現地を確認してきましたが、集積できれば非常に良いことだと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

8番（豊田委員） 番号2について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。借受人が農林公社であり、早く担い手が見つかりたいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

4区（大島推進委員） 番号2について意見を申し上げます。現地はほ場整備がされた場所で麦が植えてあります。集積できれば非常に良いことだと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

1番（新井委員） 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。ぶどう畑になっています。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（番場推進委員） 番号3について意見を申し上げます。現在もぶどう畑になっており、事業が変更するだけで内容は変わらないようですので特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。
（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第63号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。
（挙手する人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和元年第12回定例総会を閉会いたします。